

議案第 153 号 川崎市福祉センターを廃止する条例の制定について

議案書：13 ページ

1 施設の概要

名 称	川崎市福祉センター
位 置	川崎区日進町 5 番地 1
開 設	昭和 49 年 7 月
構造・規模	鉄筋コンクリート造 5 階地下 1 階建
延べ床面積	8,500.45 m ²
施 設 機 能	老人福祉センター（日進町老人福祉センター）
	こども文化センター（日進町こども文化センター）
	盲人図書館
	障害者就労支援施設（わーくす日進町）
	地域療育センター（南部地域療育センター）
	ホール

※ 福祉センター条例上は、こども文化センター及びホールを除き、既に可決・成立した福祉センター条例の一部改正により、条例から削除されている（未施行）。

2 廃止理由

福祉センターは、総合福祉施設として、昭和 49 年 7 月に開設されたが、耐震対策の必要性から、平成 22 年 3 月に策定した川崎市福祉センター再編整備基本計画（以下、「基本計画」という。）において、平成 25 年度末をもって廃止することとしていた。

現在、福祉センターには、老人福祉センター、こども文化センター、盲人図書館、障害者就労支援施設、地域療育センター、ホールが併設されており、地域療育センターについては市立川崎高等学校の中高一貫教育校再編整備の中で複合整備され、その他の施設機能については福祉センターに隣接するグラウンド等用地に整備中の（仮称）川崎区内複合福祉施設に移転・再編整備されることとなっているが、それぞれ、新施設への移転の目途が立ったことや、ホールの利用申し込みが 3 か月前の予約制となっていることなどを踏まえ、基本計画に基づき、平成 26 年 4 月 1 日を施行日として、福祉センター条例の廃止を行うもの。

なお、地域療育センターの移転・再編整備は平成 26 年 8 月頃、（仮称）川崎区内複合福祉施設の開設は平成 26 年 4 月 1 日を予定している。

議案第 154 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準 等に関する条例の制定について

議案書：15 ページ～34 ページ

1 条例制定の背景

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるための義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定居宅介護支援等の事業の基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに市町村の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容（本則 4 章建て 33 箇条及び附則で構成）

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条～第32条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 運営規程に於ける重要事項

指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援事業所の運営規程に定めるべき重要事項として、事故発生時の対応方法等を追加する。【第21条】

(2) 記録の保存期間

指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長する。【第32条】

4 参考

・指定居宅介護支援等の事業について

指定居宅介護支援等の事業は、介護保険法で定める要介護状態となった高齢者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように支援を行うことを目的としている。条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、指定居宅介護支援事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。市内の指定居宅介護支援事業所数（平成25年10月1日現在） 311事業所

資料 3

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>
<p>平成24年12月14日条例第81号</p>	<p>平成24年12月14日条例第81号</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第16条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p>	<p>第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第87条の規定する規程」と読み替えるものとする。</p>
<p>(設備及び備品等)</p>	<p>(設備及び備品等)</p>
<p>第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のい</p>	<p>第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のい</p>

改正後	改正前
<p>れかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第75号)第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p> <p>6～8 略</p>	<p>れかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例75号)第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p> <p>6～8 略</p>

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第82号</p>	<p>○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第82号</p>
<p>目次 第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第1節 基本方針等（第5条・第6条） 第2節 人員に関する基準（第7条・第8条） 第3節 設備に関する基準（第9条） 第4節 運営に関する基準（第10条～第43条） 第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条） 第3章～第9章 略 附則 （心身の状況等の把握） 第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者との面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成25年川崎市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）</u>第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この節及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （訪問介護員等の員数） 第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪</p>	<p>目次 第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第1節 基本方針等（第5条・第6条） 第2節 人員に関する基準（第7条・第8条） 第3節 設備に関する基準（第9条） 第4節 運営に関する基準（第10条～第43条） 第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準（第44条・第45条） 第3章～第9章 略 附則 （心身の状況等の把握） 第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者との面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）</u>第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この節及び第68条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （訪問介護員等の員数） 第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪</p>

改正後	改正前
<p>問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第94条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては研修修了者。以下この条において同じ。)に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第16条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から<u>第107条まで</u>の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第14条第1項</p>	<p>問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上。</p> <p>(3)略</p> <p>2 略</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第94条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては研修修了者。以下この条において同じ。)に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準省令第13条各号</u>に掲げる具体的取扱方針に沿って行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から<u>第107条</u>の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第14条第1項中「指</p>

改正後	改正前
<p>中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「利用に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第73条中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条第2項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「指定複合型サービスについて知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第107条中「第83条第6項各号」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「利用に際し」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定」とあるのは「当該利用者が受けている要介護認定」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第73条中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条第2項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「指定複合型サービスについて知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第107条中「第83条第6項各号」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

議案第155号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について

議案書：35ページ～58ページ

1 条例制定の背景

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるための義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定介護予防支援等の事業の基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに市町村の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容（本則5章建て35箇条及び附則で構成）

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条～第31条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条～第34条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 運営規程に於ける重要事項

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援事業所の運営規程に定めるべき重要事項として、事故発生時の対応方法等を追加する。【第20条】

(2) 記録の保存期間

指定介護予防支援の提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長する。【第31条】

4 参考

・指定介護予防支援等の事業について

指定介護予防支援等の事業は、介護保険法で定める要支援状態となった高齢者等が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように支援を行うことを目的としている。条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、指定介護予防支援事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。市内の指定介護予防支援事業所数（平成25年10月1日現在） 49事業所

資料 5

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する 条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</p>
<p>平成24年12月14日条例第83号</p>	<p>平成24年12月14日条例第83号</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項に規定する者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>	<p>第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項に規定する者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（<u>川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</u>（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1</p>	<p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（<u>川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)の職務に従事することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年川崎市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。))第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(苦情への対応等)</p> <p>第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)</p> <p>第42条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大</p>	<p>48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)の職務に従事することができる。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(苦情への対応等)</p> <p>第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して当該市町村が行う調査に協力するとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)</p> <p>第42条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大</p>

改正後	改正前
<p>限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（<u>指定介護予防支援等基準条例第33条第7号</u>に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p>	<p>限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（<u>指定介護予防支援等基準省令第30条第7号</u>に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p>
<p>(2) 略</p> <p>第3節 設備に関する基準</p>	<p>第3節 設備に関する基準</p>
<p>第100条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第100条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>3～4 略</p>	
<p>第116条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第116条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	
<p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短</p>	<p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短</p>

改正後	改正前
<p>期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>（準用）</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第104条第1項及び第2項、第245条から第247条まで並びに第249条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第265条において準用する第245条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第104条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第245条第4号及び第249条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第246条、第247条及び第249条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。</p>	<p>期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>（準用）</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第104条第1項及び第2項、第245条から第247条まで並びに第249条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第265条において準用する第245条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第104条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第245条第4号及び第249号第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第246条、第247条及び第249条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。</p>

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第84号 (心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</u>（平成25年川崎市条例第 号。以下「<u>指定介護予防支援等基準条例</u>」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準条例第33条各号</u>に掲げる具体的取扱方針及び<u>指定介護予防支援等基準条例第34条各号</u>に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) 略</p>	<p>○川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第84号 (心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第37号。以下「<u>指定介護予防支援等基準省令</u>」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準省令第30条各号</u>に掲げる具体的取扱方針及び<u>指定介護予防支援等基準省令第31条各号</u>に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)～(15) 略</p>

介護保険法に基づく居宅介護支援等の運営基準の条例制定
に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号 第3次一括法）が制定され関係法律の整備が行われました。

これらを受け、介護保険法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた居宅介護支援等の運営基準について、地方自治体が条例で定めることとなりました。この条例の制定に向けて、パブリックコメントの手続きにより、市民の皆様から御意見を募集いたしましたので、結果を公表します。

その結果、3通（意見総数4件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	介護保険法に基づく居宅介護支援等の運営基準の条例制定について
意見の募集期間	平成25年9月30日（月）～平成25年10月29日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・市政だより ・健康福祉局長寿社会部介護保険課（市役所第3庁舎6階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局長寿社会部介護保険課（市役所第3庁舎6階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（4件）
電子メール	0通（0件）
FAX	3通（4件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、介護保険法に基づく居宅介護支援等の運営基準の条例制定に関する御意見をいただきました。これらの御意見につきましては、条例の制定及び条例の運用のうえで参考とさせていただき、介護保険法等に基づく居宅介護支援等の運営基準の条例制定の手続きを進めます。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、条例制定の考え方に反映させたもの
- B 条例制定の考え方の趣旨に沿った意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 介護保険施策に対する御意見・御要望であり、条例制定の考え方を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目		件数	市の考え方の区分				
			A	B	C	D	E
居宅介護支援等の事業について	・サービス担当者会議における利用者の権利・利益保護について	1		1			
	・個別的事案に介入する後見的な機関の設立について	1					1
介護予防支援等の事業について	・介護予防支援の福祉用具貸与におけるサービス担当者会議の開催について	1		1			
居宅介護支援・介護予防支援等の事業について	・軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認について	1					1
合 計 (件数)		4		2			2

具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

No.	意見の概要	件数	市の考え方	対応
居宅介護支援等の事業について				
1	サービス担当者会議において、利用者の権利・利益を保護するための具体的な基準を定めるか、居宅介護支援事業所にサービス担当者会議における利用者の権利についての規定を設けさせ、利用者にもその内容を交付させるよう定めてほしい。	1 件	より効果的な居宅サービス計画を作成するために各サービスの情報共有や意見調整を図ることを目的として開催されるサービス担当者会議は、利用者や家族、サービス計画作成者、各サービス担当者等で構成されるもので、これまで基準省令で明文化されていなかった利用者の参加につきましても、平成25年9月13日の基準省令の改正により、サービス担当者会議を定めた条文の中に「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」と加えられています。 川崎市においても、改正後の基準省令に基づき、条例を制定してまいります。	B
2	利用者の後見的な立場に立って、居宅介護支援事業所との間に生じたトラブルに介入し、指導する機関を設立してほしい。	1 件	今回の条例制定の中に、居宅介護支援事業所を指導する機関の設立に関する事項は含まれておりません。 しかしながら、利用者の権利擁護と介護サービスの質の向上のため、居宅介護支援事業所等の介護保険関連事業者に対して必要な指導及び助言を行う機関として、介護保険法に国民健康保険団体連合会が定められております。	E
介護予防支援等の事業について				
3	介護予防支援における福祉用具貸与について、居宅介護支援以上に自立支援を位置づける福祉用具が多く、継続を行うことで利用者の生活の質の向上及び自立支援を行っている現状から、6ヶ月に1回のサービス担当者会議の開催は必要ないのではないか。	1 件	介護予防支援における福祉用具貸与につきましては、平成20年9月1日の基準省令の改正により、サービス担当者会議の開催時期が「少なくとも6ヶ月に1回」から「必要に応じて随時」に変更されています。 川崎市においても、改正後の基準省令に基づき、条例を制定してまいります。	B
居宅介護支援・介護予防支援等の事業について				
4	軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認について、介護保険申請時にガン末期と診断されている利用者の場合は、特殊寝台、特殊寝台利用付属品、床ずれ防止用具が区の確認なしでレンタルできるようにしてほしい。	1 件	今回の条例制定の中に、軽度者に対する福祉用具貸与にかかる確認に関する事項は含まれておりません。 なお、ご意見の内容につきましては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等に定められており、国からの権限移譲の対象となっていないため、今後も引き続き厚生労働省告示により定められることとなります。	E

議案第 181 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市葬祭場（かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑）
(2) 所在地	かわさき南部斎苑：川崎市川崎区夜光 3 丁目 2 番 7 号
	かわさき北部斎苑：川崎市高津区下作延 6 丁目 18 番 1 号
(3) 設置条例	川崎市葬祭条例
(4) 設置目的	市民福祉の向上を図るため、葬祭場（かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑）を設置する。
(5) 施設の事業内容	火葬に関する業務及び葬祭に関する業務
(6) 現在の管理者	川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体
(7) 現在の管理運営費	3 億 3, 554 万 8, 273 円（過去 4 年間の平均年額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体 代表者 公益財団法人 川崎市シルバー人材センター 理事長 中嶋信夫 構成員：富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海利彦
所 在 地	川崎市川崎区日進町 5 番地 1

代 表 者	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター
所 在 地	川崎市川崎区日進町 5 番地 1
代 表 者 名	理事長 中嶋信夫
設 立 年 月 日	平成 24 年 4 月 1 日（旧財団の設立年月日 昭和 55 年 8 月 1 日）
総 資 産 額	4 億 1, 567 万 3, 384 円
職 員 数	19 人
設 立 目 的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与することを目的とする。
事 業 概 要 （平成 24 年度）	(1) 雇用によるもの以外の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供 (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のための職業紹介事業又は一般労働者派遣事業 (3) 高齢者に対する就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施 (4) 高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業 (5) その他、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業

決 算 (平成24年度)	経常収益計(1)	1, 250, 305, 509円
	経常費用計(2)	1, 239, 342, 298円
	当期経常増減額(3)=(1)-(2)	10, 963, 211円
	経常外収益計(4)	0円
	経常外費用計(5)	280, 000円
	当期経常外増減額(6)=(4)-(5)	△280, 000円
	当期正味財産増減額(7)=(3)+(6)	10, 683, 211円
	正味財産期首残高(8)	179, 542, 391円
	正味財産期末残高(9)=(7)+(8)	190, 225, 602円

構 成 員	富士建設工業株式会社
所 在 地	新潟県新潟市北区島見町3307番地16
代 表 者 名	代表取締役 鳴海利彦
設 立 年 月 日	昭和36年3月31日
資 本 の 額	5, 600万円
職 員 数	343人
設 立 目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1)清掃施設の設計、施工及び維持管理に必要な業務 (2)火葬炉に関する一切の装置、機械、器具、雑品の製造及び販売業務 (3)火葬炉装置の設計、施工、技術指導及び維持管理に関する必要な業務 (4)公害防止関連施設の設計、施工及び維持管理に必要な業務 (5)土木建築請負業 (6)損害保険代理業 (7)霊柩寝台車運送事業 (8)火葬業務、火葬場及び葬祭場の運営管理に関する業務 (9)以上各号に附帯関連する一切の業務
事 業 概 要 (平成24年度)	(1)指定管理者としてかわさき南部斎苑をはじめとする全国19ヶ所の斎場・火葬場の管理・運営 (2)横浜市戸塚斎場をはじめ全国66ヶ所の火葬場の火葬業務の受託とPFI事業として3ヶ所実施 (3)横浜市戸塚斎場をはじめ全国の自治体から火葬炉設備の保守点検業務の受託
決 算 (平成24年度)	売上高計(1) 5, 618, 417, 804円 売上原価計(2) 4, 487, 077, 137円 売上総利益(3)=(1)-(2) 1, 131, 340, 667円 販売費及び一般管理費計(4) 801, 142, 116円 営業利益(5)=(3)-(4) 330, 198, 551円 営業外収益計(6) 55, 368, 613円 営業外費用計(7) 16, 760, 106円 経常利益(8)=(5)+(6)-(7) 368, 807, 058円 特別利益計(9) 75, 000円 特別損失計(10) 54, 913, 712円 法人税、住民税及び事業税(11) 143, 482, 322円 当期純利益(12)=(8)+(9)-(10)-(11) 170, 486, 024円

3 指定期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
葬祭場の運営に求められる公益性、永続性の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 共同体の代表者であるシルバー人材センターは、川崎市の出資法人であるとともに公益財団法人であることから、公益性を確保している。・ 公益性が確保されていることから、川崎市葬祭場について、近隣住民との良好な関係性を築くことや葬儀、火葬等の地域性を守っていくことが可能であり、永続性が確保できる。
北部斎苑の大規模改修工事の状況を踏まえた安全、安定的な斎苑運営	<ul style="list-style-type: none">・ シルバー人材センターは、①これまでの指定管理者である川崎市保健衛生事業団の運営要員や運営手法を継承する、②川崎市の出資法人であるため日頃から川崎市との連携が強化されていることから、通常時の葬祭場の管理運営だけでなく、北部斎苑大規模改修工事中に突発的な事象が発生しても、柔軟な対応による葬祭場の管理運営を行うことができる。・ 富士建設工業は、①北部斎苑の火葬炉改修工事を請負っている、②他にも工事中に斎場運営を行った経験を持っている、③かわさき南部斎苑の指定管理業務の実績があることから、北部斎苑大規模改修工事中においても安全で安定的に斎苑運営を行うことができる。

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	26年度	27年度	28年度	29年度	合 計
収 入	326,529	333,067	345,135	384,145	1,388,876
指定管理料	323,291	329,829	341,897	380,907	1,375,924
その他の収入	3,238	3,238	3,238	3,238	12,952
支 出	326,529	333,067	345,135	384,145	1,388,876

別紙

川崎市葬祭場（かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑）の
指定管理者の選定結果について

1 申請状況

申請団体：1 団体（川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体）

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】渡辺 登代美（弁護士）

【専門的知識を有するもの】鳥海 信明（川崎葬祭具協同組合理事長）

【財務専門家】佐藤 卓（中小企業診断士）

3 選定理由

提案では、次期指定管理者は、北部斎苑大規模改修工事期間中に管理運営を担うことになるが、斎苑運営に求められる公益性、永続性を確保しつつ、本市の火葬需要に着実に対応していくため、本市との緊密な連携の下において工程を踏まえた北部斎苑の円滑な運営や南部斎苑との綿密な調整等について重点をおいた内容であり、次期指定管理業務の課題に対応していけるものといえる。

また、事業や収支の計画についても、指定管理料の上限の範囲内で安全で安定的な葬祭場の管理運営がなされることが見込まれるとともに、両団体の経営状況についても問題はなく、管理運営体制、危機管理への取組みなども含めて総合的に評価できることから選定したものである。

(1) 施設の設置目的の達成と運営に係る公益性、永続性の確保への取組について

墓理法の理念や目的に基づき、利用者の宗教的感情や公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく、また、公共斎場であることの役割を理解した上で、平等、中立かつ公平な運営を確保するとともに、関係業者、住民との関係性や施設・設備の長寿命化などについての提案がなされ、葬祭場の管理運営の基本事項である公益性、永続性の確保が見込まれることを評価する。

(2) 事業の安定性及び継続性の確保への取組について

モニタリングや組織的な体制の整備、災害対応、事故防止、利用者意見などについての具体的な提案がなされ、事業の安定性、継続性が見込まれることを評価する。

(3) 北部斎苑大規模改修工事中における安全で安定的な斎苑運営の確保に向けた取組について

北部斎苑の大規模改修工事中における業務継続や突発的対応などについての具体的な考え方の提案がなされ、工事中の安全で安定的な斎苑運営の確保が見込まれることを評価する。

(4) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について

収支計画、火葬需要の増加に向けた事業経営計画、コスト削減などについて提案がなされ、指定管理料の上限の範囲内で施設の管理運営が見込まれることを評価する。

(5) 法人自身についての評価

事業や施設等の管理を安定して行う経営状況の評価と事業や施設等の管理を安定して行う能力、専門性を有することなどについて提案がなされ、安定的な施設の管理運営が見込まれることを評価する。

(6) 法人の取組に関する事項

環境などの社会問題に対する認識や具体的な取組、コンプライアンス、情報公開及び個人情報保護への認識や具体的な取組などについて提案がなされ、法人が葬祭場の指定管理者として適当である評価をする。

4 審査結果（※基準点288点以上）

選定基準	配点	川崎市シルバー人材センター・ 富士建設工業共同体
①施設の設置目的の達成と運営に係る公益性、永続性の確保への取組について	120点	80点
②事業の安定性及び継続性の確保への取組について	150点	99点
③北部斎苑大規模改修工事中における安全で安定的な斎苑運営の確保に向けた取組について	90点	69点
④事業経営計画と管理経費縮減等への取組について	45点	26点
⑤法人自身についての評価	45点	32点
⑥法人の取組に関する事項	30点	19点
合 計	480点	325点

議案第182号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

	名 称	所在地
1	かわさき老人福祉・地域交流センター	川崎区堤根34番地15
2	さいわい健康福祉プラザ	幸区戸手本町1丁目11番地5
3	高津老人福祉・地域交流センター	高津区末長1098番地1
4	宮前老人福祉センター	宮前区宮崎2丁目12番地29
5	多摩老人福祉センター	多摩区中野島5丁目2番30号
6	麻生老人福祉センター	麻生区金程2丁目8番3号

(2) 設置条例	川崎市老人福祉センター条例 川崎市老人福祉・地域交流センター条例
(3) 設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
(4) 施設の事業内容	①老人福祉センター事業に関する業務（ア．教養講座、レクリエーション等の実施及び場の提供、イ．虚弱な高齢者を対象とした介護予防、ウ．団塊世代の利用促進に資する取組、エ．医師、看護師による健康相談事業、生活相談員等による生活相談事業、オ．入浴事業） ②利用の許可、利用証の発行に関する業務 ③利用者意見等の把握に関する業務 ④セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務 ⑤施設等の維持管理に関する業務 ⑥センターの備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務 ⑦社会資源の活用等に関する業務 ⑧安全管理に関する業務 ⑨個人情報の保護に関する業務 ⑩運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務 ⑪本市及び本市から事業を委託された団体が実施する事業への協力、支援に関する業務 ⑫災害時の対応に関する業務 ⑬合築施設である場合の調整に関する業務 ⑭老人デイサービスセンター（通所介護事業）に関する業務（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限ります。） ⑮地域交流センター事業に関する業務（川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター及び川崎市高津老人福祉・地域交流センターに限ります。） ⑯シルバーハウジング（高齢者向け公営住宅）生活援助員派遣に関する業務（川崎市多摩老人福祉センターに限ります。） ⑰その他に関する業務

(5) 現在の管理者

名 称	指定管理者
日進町老人福祉センター (平成26年4月1日からかわさき老人福祉・地域交流センターに機能移転します。)	住 所 川崎市川崎区砂子一丁目10番地2 名 称 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会 代表者 会長 富田 順人
さいわい健康福祉プラザ	住 所 川崎市幸区戸手本町一丁目11番地5 名 称 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 代表者 会長 佐藤 忠次
高津老人福祉・地域交流センター	住 所 川崎市高津区溝口一丁目6番10号 名 称 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会 代表者 会長 斉藤 二郎
宮前老人福祉センター	住 所 川崎市宮前区宮崎二丁目6番地10 名 称 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会 代表者 会長 浮岳 堯仁
多摩老人福祉センター	住 所 川崎市高津区久地三丁目13番1号 名 称 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者 理事長 長谷川 忠司
麻生老人福祉センター	住 所 川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 名 称 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会 代表者 会長 森 政吉

(6) 現在の管理運営費 (平成25年度指定管理料)	① 日進町老人福祉センター (平成26年4月1日からかわさき老人福祉・地域交流センターに機能移転します。)	32,734,000円
	② さいわい健康福祉プラザ	36,972,350円
	③ 高津老人福祉・地域交流センター	52,322,758円
	④ 宮前老人福祉センター	46,201,952円
	⑤ 多摩老人福祉センター	48,183,113円
	⑥ 麻生老人福祉センター	47,348,490円

2 指定管理者となる団体の概要

(1) かわさき老人福祉・地域交流センター

名 称	社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市川崎区砂子一丁目10番地2	
代表者名	会長 富田 順人	
設立年月	平成8年4月	
基本財産 又は資本の額	5,777万8,657円	
職 員 数 又は従業員数	職員30人	
設立目的	川崎市川崎区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要 (平成24年度)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルかわさきの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者(10か所) (11) 川崎市日進町老人福祉センター指定管理者 (12) 川崎区あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業) (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業 	
決 算 (平成24年度)	経常収入計(1) 経常支出計(2) 経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 施設整備等収入(4) 施設整備等支出(5) 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) 財務収入計(7) 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	126,284,304円 121,666,452円 4,617,852円 0円 141,750円 △141,750円 0円 2,127円 △2,127円 0円 4,473,975円 37,385,277円 41,859,252円

(2) さいわい健康福祉プラザ

名 称	社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会	
所在地	川崎市幸区戸手本町一丁目11番地5	
代表者名	会長 佐藤 忠次	
設立年月	平成8年4月	
基本財産 又は資本の額	5,871万3,661円	
職員数 又は従業員数	職員39人	
設立目的	川崎市幸区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルさいわいの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（6か所） (11) 川崎市さいわい健康福祉プラザ指定管理者 (12) さいわいデイサービスセンターの管理・経営 (13) 川崎市小学校ふれあいデイサービス事業の受託経営 (14) 幸区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成24年度)	経常収入計(1) 経常支出計(2) 経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 施設整備等収入(4) 施設整備等支出(5) 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) 財務収入計(7) 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	197,666,488円 208,772,509円 △11,106,021円 770,870円 10,944,980円 △10,174,110円 0円 9,755円 △9,755円 0円 △21,289,886円 42,085,260円 20,795,374円

(3) 高津老人福祉・地域交流センター

名 称	社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市高津区溝口一丁目6番10号	
代 表 者 名	会長 斉藤 二郎	
設 立 年 月	平成8年4月	
基 本 財 産 又は資本の額	4,094万3,586円	
職 員 数 又は従業員数	職員29人	
設 立 目 的	川崎市高津区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルたかつの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (11) 川崎市高津老人福祉・地域交流センター指定管理者 (12) 高津区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成24年度)	經常収入計(1) 經常支出計(2) 經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 施設整備等収入(4) 施設整備等支出(5) 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) 財務収入計(7) 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	132,088,287円 130,752,941円 1,335,346円 0円 0円 0円 4,300,798円 4,053,791円 247,007円 0円 1,582,353円 18,969,708円 20,552,061円

(4) 宮前老人福祉センター

名 称	社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会	
所在地	川崎市宮前区宮崎二丁目6番地10	
代表者名	会長 浮岳 堯仁	
設立年月	平成8年4月	
基本財産 又は資本の額	4,976万8,637円	
職員数 又は従業員数	職員31名	
設立目的	川崎市宮前区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルみやまへの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（5か所） (11) 川崎市宮前老人福祉センター指定管理者 (12) 宮前区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決算 (平成24年度)	經常収入計(1) 經常支出計(2) 經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 施設整備等収入(4) 施設整備等支出(5) 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) 財務収入計(7) 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	95,445,517円 90,660,749円 4,784,768円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 24,983,023円 29,767,791円

(5) 多摩老人福祉センター

名 称	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団	
所在地	川崎市高津区久地三丁目13番1号	
代表者名	理事長 長谷川 忠司	
設立年月	昭和61年2月	
基本財産 又は資本の額	55億2,978万156円	
職員数 又は従業員数	職員486名	
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
事業概要 (平成24年度)	(1) 障害者支援施設の経営 (2) 特別養護老人ホームの経営 (3) 身体障害者福祉センターの経営 (4) 障害者福祉サービス事業の経営 (5) 相談支援事業の経営 (6) 老人福祉センターの経営 (7) 老人短期入所事業の経営 (8) 老人デイサービス事業の経営 (9) 在宅介護支援センターの経営 (10) 認知症対応型老人共同生活介護事業の経営 (11) 保育所の経営 (12) 児童厚生施設（児童館）の経営 (13) 放課後児童健全育成事業の経営 (14) 地域子育て支援センターの経営	
決 算 (平成24年度)	就労支援事業活動による収入(1)	25,848,711円
	就労支援事業活動による支出(2)	25,524,795円
	就労支援事業活動による収支差額(3)=(1)-(2)	323,916円
	福祉事業活動による収入(4)	6,180,285,703円
	福祉事業活動による支出(5)	5,722,243,943円
	福祉事業活動による収支差額(6)=(4)-(5)	458,041,760円
	施設整備等収入(7)	31,104,990円
	施設整備等支出(8)	66,421,429円
	施設整備等収支差額(9)=(7)-(8)	△35,316,439円
	財務収入計(10)	48,573,168円
	財務支出計(11)	479,691,000円
	財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11)	△431,117,832円
	予備費(13)	0円
	当期資金収支差額(14)=(3)+(6)+(9)+(12)-(13)	△8,068,595円
	前期末支払資金残高(15)	1,878,923,011円

	当期末支払資金残高(16)=(14)+(15)	1,870,854,416円
(6) 麻生老人福祉センター		
名 称	社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号	
代表者名	会長 森 政吉	
設立年月	平成8年4月	
基本財産 又は資本の額	7,190万4,592円	
職 員 数 又は従業員数	職員28人	
設立目的	川崎市麻生区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルあさおの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (11) 川崎市麻生老人福祉センター指定管理者 (12) 麻生区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成24年度)	經常収入計(1) 經常支出計(2) 經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 施設整備等収入(4) 施設整備等支出(5) 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) 財務収入計(7) 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 予備費(10) 当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	112,097,804円 111,738,171円 359,633円 0円 499,800円 △499,800円 0円 0円 0円 0円 0円 △140,167円 10,513,759円 10,373,592円

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

(1) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会【かわさき老人福祉・地域交流センター】

項目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none">・地域住民のニーズに沿った各種事業の展開、地域住民への個別対応と援助、関係機関との連携、地域活動の支援、安全快適な環境づくり、経営感覚を持ち合わせた管理・運営を目標に、地域の拠点施設として利用しやすい施設づくりを行います。・町内会等の地域団体と連携を図り、こどもから高齢者まで気軽に参加できる世代間交流事業を実施します。また、誰もが公平に利用できる貸館業務を行います。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none">・節電、省エネに努め、管理経費の縮減に取り組みます。・長い開館時間に合わせて、職員の勤務体制や事務分掌を整理し、業務の効率化を図ります。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none">・「自主点検チェック表」を充実させ、業務マニュアルに基づいて自らの一日の業務を振り返り、事業の安定性・継続性の確保を図ります。・利用者数など事業の日計、月計、内訳を記録し、事業運営の状況や動向を把握するよう努めます。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none">・暮らしに身近な掲示板を作り、地域での助け合いを通しての地域交流を図ります。

(2) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会【さいわい健康福祉プラザ】

項目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none">・健康・いきがいくりの推進、健康相談や生活相談の実施、地域交流の場としての活用を基本方針として、高齢者が住みなれた地域で、健康で安心して暮らせるような高齢者福祉の充実のために各事業を展開するとともに、施設機能の整備・充実に努めます。・地域の関係団体との共催で「地域交流事業」を実施し、施設の認知度の向上を図り、関係機関・施設と連携し、地域福祉の拠点としての役割を推進します。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none">・事務経費の節約とともに、空調の管理や、こまめな消灯、間引き照明等を行い、節電に努めます。・デイサービスの職員配置数を適正に判断し、人件費の削減に努めるとともに、経費の効率化を図りながら、利用者ニーズに対応した運営を行います。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none">・各チェックシートにより事業の進捗状況を把握し、事業計画の適切な運用を図るとともに、施設の管理・運営に関しても再確認を行い、改善点を明確化して業務の適正な執行を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査を実施し、利用者の意見・要望・苦情等を集約して、運営に活かします。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・二次避難所としての位置付けに基づき、区役所や関係機関と災害時の対応について協議し、実際の罹災時に適切な運用が図れるよう検討します。

(3) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会【高津老人福祉・地域交流センター】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・講座や行事の実施にあたっては、区役所や市民館、高津区文化協会等と連携を図り、事業を実施します。また、日常的に健康相談や生活相談を実施し、保健福祉センターや地域包括支援センター等と連携し、健康保持増進事業、介護予防事業を積極的に実施します。 ・地域交流センターとして町内会・自治会や各種団体・関係機関との連携を図り、誰もが気軽に参加できる世代間交流事業を実施し、また、公平・平等に安心して利用できる貸室業務を行います。 ・地域住民活動の拠点として、世代間の交流を通して安心して暮らしていけることができるまちづくりに貢献します。また、常に市民・利用者ニーズに即した管理・運営に努めます。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全を確保しつつ、適正な施設の運営・管理、資源の有効活用を図り、効率的な予算の執行に取り組みます。 ・嘱託職員及び臨時職員の効率的な配置や、業務委託により人件費削減を図ります。 ・未使用部屋の消灯等、光熱水費の節減を図ります。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・半期に一度のモニタリング調査や年度末報告書、利用者満足度調査を通して、逐次確認を行うとともに、関係機関と密に連携を図り、早期問題解決に努めます。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンニュースやケーブルテレビ等の広報媒体を活用します。 ・地域の町内会、自治会や関係機関との連携強化に努めます。

(4) 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会【宮前老人福祉センター】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・生きがいがづくりの推進、健康相談・生活相談の実施、地域交流の場の提供を通して、高齢者同士の交流活動を進めながら、引きこもり予防、体力低下を防ぐことに留意し、地域の拠点となるように運営を行います。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全に強く影響を及ぼさない範囲での節電、節水を行います。また、丁寧な施設利用を利用者に理解してもらえよう努め、修繕費の縮減に努めます。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務のあり方を点検し、職員同士の点検内容の相互確認、改善提案等の場を設け、適切に事業運営ができるように務めます。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のお祭りの会場として一部を提供し、積極的に協力します。 ・保健福祉センター、地域包括支援センターとの協力を努めます。

(5) 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会【多摩老人福祉センター】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が健康で生きがいのある生活を送るための各種相談事業や、健康の維持・増進、教養の向上を図る各種講座やレクリエーションなどの事業を柱として展開します。特に団塊世代の利用促進及び地域交流を積極的に行います。 ・デイサービス事業は、これまで培ったサービスの技術や内容を基に、さらに質の高いサービス提供を目指します。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に影響のない範囲で、光熱水費の節減に努めます。また、「緑のカーテン」となるゴーヤの設置により節電を図ります。 ・備品、設備等の不具合は、早めに修繕し大規模の修繕にならないように努めます。 ・デイサービス事業については、利用者ニーズを考慮したうえで、利用定員の設定見直しとともに、経費削減に取り組みます。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリングの実施にあたり、基本的な運営・事業執行・利用者満足度・経営状況等について適正に評価します。
その他の事業提案	

(6) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会【麻生老人福祉センター】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・生きがいづくりの推進、健康相談・生活相談の実施、地域交流の場の提供の基本方針に基づき、各種相談事業の充実、教養の向上や健康増進につながる多彩な講座の運営に努めます。 ・区役所、地域の老人クラブ、地区社協等との共催事業の開催や行事を通して地域との交流を深めます。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の徹底した節減、照明・空調のきめ細やかな管理、利用者へのごみの持ち帰りをお願いすることでのごみの削減に努めます。常に経費削減の意識をもち、効率的・効果的な事業運営に努めます。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査、日常の利用者との会話、アンケート、投書箱の利用など様々な方法で情報を収集し、分析を行い、利用者の利便性の向上を目指し、事業改善を柔軟に行います。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「あさお福祉まつり実行委員会」に参加し、福祉関係団体や地域住民と交流を図りながら、地域福祉に寄与できるよう努めます。 ・老人福祉センター間での情報交換や、高齢者福祉の推進を目的とした調査研究等の事業を行います。

6 収支計画

(1) かわさき老人福祉・地域交流センター

(単位：千円)

項目	金額 (税抜き)					合計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収入	52,250	52,250	52,250	52,250	52,350	261,350
指定管理料	50,865	50,865	50,865	50,865	50,854	254,314
利用料金	1,385	1,385	1,385	1,385	1,496	7,036
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	52,250	52,250	52,250	52,250	52,350	261,350

(2) さいわい健康福祉プラザ

(単位：千円)

項目	金額 (税抜き)					合計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収入	36,706	36,706	36,706	36,706	36,706	183,530
指定管理料	36,706	36,706	36,706	36,706	36,706	183,530
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	36,706	36,706	36,706	36,706	36,706	183,530

(3) 高津老人福祉・地域交流センター

(単位：千円)

項目	金額 (税抜き)					合計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収入	52,463	52,707	52,974	53,269	53,593	265,006
指定管理料	50,034	50,035	50,035	50,036	50,037	250,177
利用料金	2,429	2,672	2,939	3,233	3,556	14,829
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	52,463	52,707	52,974	53,269	53,593	265,006

(4) 宮前老人福祉センター

(単位：千円)

項目	金額 (税抜き)					合計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収入	46,211	46,211	46,211	46,211	46,211	231,055
指定管理料	46,211	46,211	46,211	46,211	46,211	231,055
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支出	46,211	46,211	46,211	46,211	46,211	231,055

(5) 多摩老人福祉センター

(単位：千円)

項 目	金額 (税抜き)					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合 計
収 入	43,646	43,646	43,646	43,646	43,646	218,230
指定管理料	43,646	43,646	43,646	43,646	43,646	218,230
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支 出	43,646	43,646	43,646	43,646	43,646	218,230

(6) 麻生老人福祉センター

(単位：千円)

項 目	金額 (税抜き)					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合 計
収 入	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	235,400
指定管理料	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	235,400
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支 出	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	235,400

別紙

川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センターの 指定管理者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加： 7団体

応募団体： 7団体

- (1) かわさき老人福祉・地域交流センター
2団体（社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会、その他法人A（基準点未満のため非公表））
- (2) さいわい健康福祉プラザ
1団体（社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会）
- (3) 高津老人福祉・地域交流センター
1団体（社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会）
- (4) 宮前老人福祉センター
1団体（社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会）
- (5) 多摩老人福祉センター
1団体（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）
- (6) 麻生老人福祉センター
1団体（社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会）

2 民間活用推進委員会委員

- (1) 平成25年10月15日（川崎区、幸区、中原区）
 - ・委員構成（委員長）小林 俊子（田園調布学園大学（教授））
 - （委員）本所 靖博（明治大学（専任講師））
 - （委員）林 克年（公認会計士）
- (2) 平成25年10月18日（高津区、宮前区、多摩区、麻生区）
 - ・委員構成（委員長）坪 洋一（日本女子大学（准教授））
 - （委員）村井 祐一（田園調布学園大学（教授））
 - （委員）林 克年（公認会計士）

3 選定理由

- (1) 老人福祉・地域交流センター（高津区）、老人福祉センター（幸区、宮前区、多摩区、麻生区）

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業内容や収支計画も妥当であること、また、安定的な施設運営が見込まれるとともに、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、次に掲げる事項を総合的に評価して、当該団体を選定した。

ア 事業目的の達成とサービス向上への取組

当該事業の目的や仕様等を十分理解した上で、虚弱高齢者の介護予防に資する取組や、

団塊世代の利用促進に資する取組を評価した。

イ 事業経営計画と管理経費縮減等の取組

事業計画と整合性が取れた経費見積となっているところを評価した。

ウ 事業の安定性及び継続性の確保への取組

セルフモニタリングについての考え方、事業を安定的に執行するための職員体制を提案しているところを評価した。

エ 応募団体自身に関する項目

老人いこいの家や老人福祉センターを指定管理者として管理運営している実績があり、それらの運営実績を踏まえた提案がなされたところを評価した。

オ 応募団体の取組に関する事項

コンプライアンス、個人情報保護への認識が示されているとともに、社会福祉に対する諸課題への取組が提案されているところを評価した。

(2) かわさき老人福祉・地域交流センター

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業計画が妥当であると同時に、収支計画や情報の公開に関する考え方など他の団体よりも適切な提案がなされていること、また安定した財政基盤を有しているとともに、十分な事業実績を有しており、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、次に掲げる事項を総合的に評価して、当該団体を選定した。

ア 事業目的の達成とサービス向上への取組

当該事業の目的や仕様等を十分理解しており、施設の管理運営に係る基本方針が適切であることを評価した。

イ 事業経営計画と管理経費縮減等の取組

他の応募団体と比較して、人件費や事業経費の各項目についての積算が、より適切になされているところを評価した。

ウ 事業の安定性及び継続性の確保への取組

事業を安定的に執行するための職員体制が適切であるところを評価した。

エ 応募団体自身に関する項目

他の応募団体と比較して、安定した財政基盤があり、十分な事業実績を有していることを評価した。

オ 応募団体の取組に関する事項

現在、実施している事業について、情報公開が十分になされているとともに、社会福祉に対する諸課題への取組が提案されているところを評価した。

4 審査結果（※基準点360点以上）

(1) かわさき老人福祉・地域交流センター

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	その他法人A (※)
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	270点	162点	168点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	150点	87点	83点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	52点	56点
④応募団体自身に関する項目	60点	41点	25点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	19点	17点
合計	600点	361点	349点

※基準点未満のため団体名は非公表

(2) さいわい健康福祉プラザ

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	270点	162点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	150点	90点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	54点
④応募団体自身に関する項目	60点	39点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	18点
合計	600点	363点

(3) 高津老人福祉・地域交流センター

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	270点	179点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	150点	100点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	58点
④応募団体自身に関する項目	60点	43点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合計	600点	400点

(4) 宮前老人福祉センター

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	166点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	117点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	58点
④応募団体自身に関する項目	60点	42点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合 計	600点	403点

(5) 多摩老人福祉センター

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	270点	175点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	150点	97点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	56点
④応募団体自身に関する項目	60点	45点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合 計	600点	393点

(6) 麻生老人福祉センター

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市麻生区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	165点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	117点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	58点
④応募団体自身に関する項目	60点	42点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合 計	600点	402点

議案第183号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	陽光ホーム
(2) 所在地	川崎市中原区井田3丁目16番1号
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	川崎市リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備に伴い、入所施設から地域生活への移行を希望する障害者の支援を行い、当該障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	<p>(1) 共同生活援助（グループホーム） 障害者総合支援法第5条第16項の規定に基づき、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。</p> <p>(2) 共同生活介護（ケアホーム） 障害者総合支援法第5条第10項の規定に基づき、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、又は食事の介護その他の便宜を供与する。</p> <p>(3) 地域生活体験事業 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例第22条の16第5号に基づき、長期の入院及び入所から地域生活を希望する障害者につき、共同生活を営むべき住居において体験的な利用を実施し、地域生活移行のための支援を行う。</p>
(6) 現在の管理者	社会福祉法人 育桜福祉会
(7) 現在の管理運営費	<p>・(平成25年度) 27,492,594円</p> <p>・(指定期間計) 135,751,794円</p>

2 指定管理者となる団体の概要

名称	社会福祉法人 育桜福祉会
所在地	川崎市中原区西加瀬10番3号
代表者名	理事長 生亀 洋子
設立年月	昭和56年2月12日
基本財産 又は資本の額	25億3,072万5,595円
職員数 又は従業員数	251人
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業概要 (平成24年度)	<p>(1) 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(3) 相談支援事業の経営</p> <p>(4) 移動支援事業・生活サポート事業の経営</p> <p>(5) 身体障害者福祉センターの経営</p>
決算 (平成24年度)	<p>① 就労支援事業活動による収支</p> <p>就労支援事業収入 18,006,080円</p> <p>就労支援事業支出 17,803,308円</p>

	就労支援事業資金収支差額	202,772円・・・(1)
	② 福祉事業活動による収支	
	福祉事業活動収入	1,591,105,575円
	福祉事業活動支出	1,472,428,389円
	福祉事業活動資金収支差額	118,677,186円・・・(2)
	③ 施設整備等による収支	
	施設整備等収入	9,946,000円
	施設整備等支出	46,106,087円
	施設整備等資金収支差額	-36,160,087円・・・(3)
	④ 財務活動による収支	
	財務収入	7,001,750円
	財務支出	18,091,000円
	財務活動資金収支差額	-11,089,621円・・・(4)
	⑤ 当期資金収支差額	71,630,621円・・・(5)
	((1) + (2) + (3) + (4))	
	⑥ 前期末支払資金残高	546,073,211円・・・(6)
	⑦ 当期末支払資金残高	617,703,832円・・・(7)
	((5) + (6))	

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組み	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助事業（共同生活介護事業）では、利用者に対して、自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、適切かつ必要な支援を提供する。 地域生活体験事業では、長期の入院及び入所から地域生活移行を希望する障害者につき、共同生活を営むべき住居で体験利用を実施し、地域生活移行のための支援を行う。
施設運営（提供するサービスの考え方）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者個々に応じた自立のための支援を検討し、個別支援計画に基づいて各種プログラムの提供及び日常生活の身の自立を支援する。 利用者の生活全体を見据えた総合的な支援を行う。 地域で主体的に生活できるよう、自己決定・自己表現の方法を身に付けられるように支援する。 法人の「職員行動指針」等に基づき、利用者の権利擁護を推進する。
他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 同一法人が運営する「桜の風」と日常的な支援から施設運営全般に関して連携する。 障害者相談支援センターと連携を図りながら、必要に応じて地域の関係機関を活用し、利用者及び家族の抱えている悩みを解決できるように支援する。 地域行事への参加、ボランティアの受入れ、広報活動等を通して地域との結び付きを深める。
課題の把握及び重点取組み	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性や利用者状況を把握した上で、利用者に応じた個別支援に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の地域生活の場等の情報を提供する等、利用者及び家族に不安が生じないように十分に配慮し、できるだけ早い時期に円滑に地域移行できるように計画的に取り組む。 ・障害者が具体的な目標を持てるよう地域生活の場となるグループホームの開設を検討する。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から地域への中間施設としての役割を明確化する。 ・緊急時の受入れを希望する障害者に対し、短期入所につなげるまでの間の支援を提供する。

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収入	60,284	60,393	60,393	60,393	60,393	301,856
指定管理料	11,713	11,713	11,713	11,713	11,713	58,565
その他の収入	48,571	48,680	48,680	48,680	48,680	243,291
支出	57,248	57,791	58,294	58,554	58,801	290,688

別紙

川崎市陽光ホームの指定管理者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：1 団体

応募団体：1 団体 社会福祉法人 育桜福祉会

2 民間活用推進委員会委員

【専門的知識を有するもの】赤塚 光子（川崎市地域自立支援協議会会長）

【学識経験者】渡部 匡隆（横浜国立大学人間科学部教授）

【財務専門家】鈴木 稔巳（公認会計士）

3 選定理由

現在も指定管理者として当該施設の管理運営を行っており、地域生活への移行を希望する障害者の支援を行うことを当該施設の設置目的とする仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当といえる。

また、運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

(1) 事業目的の達成とサービスの向上への取組

地域生活への移行のための中間施設という当該施設の設置目的を十分に理解し、今までの運営実績を生かした、施設の管理運営に係る適切な基本方針等について具体的な提案がなされていた。

(2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

効率的な施設運営に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっている点などを評価した。

(3) 事業の安定性・継続性の確保への取組

提案された職員体制が充実している点のほか、近隣施設と密接な連携を図る点などを評価した。

(4) 応募団体自身についての評価

当該施設及び類似施設の運営実績が豊富であり、運営実績を踏まえた提案がなされ、安定した施設の管理運営が見込まれることを評価した。

(5) 応募団体の取組

組織及び運営に関する規定等も整備されていることなどを評価した。

4 審査結果（※基準点360点以上）

選定基準	配点	社会福祉法人 育桜福祉会
① 事業目的の達成とサービスの向上への取組	210点	142点
② 事業経営計画と管理経費縮減等への取組	165点	102点
③ 事業の安定性・継続性の確保への取組	120点	82点
④ 応募団体自身についての評価	60点	41点
⑤ 応募団体の取組	45点	29点
(⑥ 加算点)	(10点)	0点
合 計	600点	396点

議案第184号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

	名 称	所在地
1	川崎市浜町老人いこいの家	川崎市川崎区浜町2丁目25番11号
2	川崎市大師老人いこいの家	川崎市川崎区大師公園1番4号
3	川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
4	川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
5	川崎市田島老人いこいの家	川崎市川崎区田島町20番23号
6	川崎市大島老人いこいの家	川崎市川崎区大島1丁目9番6号
7	川崎市桜本老人いこいの家	川崎市川崎区桜本2丁目5番2号
8	川崎市京町老人いこいの家	川崎市川崎区京町3丁目12番2号
9	川崎市渡田老人いこいの家	川崎市川崎区渡田4丁目12番20号
10	川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町1丁目20番15号
11	川崎市日吉老人いこいの家	川崎市幸区北加瀬1丁目39番5号
12	川崎市南河原老人いこいの家	川崎市幸区南幸町1丁目11番地
13	川崎市下平間老人いこいの家	川崎市幸区下平間357番地6
14	川崎市古市場老人いこいの家	川崎市幸区古市場1781番地1
15	川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉5丁目32番5号
16	川崎市御幸老人いこいの家	川崎市幸区紺屋町33番地1
17	川崎市ごうじ老人いこいの家	川崎市中原区上小田中7丁目6番18号
18	川崎市等々力老人いこいの家	川崎市中原区等々力1番1号
19	川崎市中丸子老人いこいの家	川崎市中原区中丸子378番地4
20	川崎市新城老人いこいの家	川崎市中原区下新城1丁目2番4号
21	川崎市西加瀬老人いこいの家	川崎市中原区西加瀬10番5号
22	川崎市井田老人いこいの家	川崎市中原区井田三舞町14番16号
23	川崎市丸子多摩川老人いこいの家	川崎市中原区丸子通1丁目639番地3
24	川崎市高津老人いこいの家	川崎市高津区久本3丁目6番22号
25	川崎市上作延老人いこいの家	川崎市高津区上作延1142番地4
26	川崎市子母口老人いこいの家	川崎市高津区子母口983番地
27	川崎市末長老人いこいの家	川崎市高津区末長2丁目27番2号
28	川崎市梶ヶ谷老人いこいの家	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27
29	川崎市東高津老人いこいの家	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号
30	川崎市くじ老人いこいの家	川崎市高津区久地3丁目16番1号
31	川崎市平老人いこいの家	川崎市宮前区平2丁目13番1号
32	川崎市有馬老人いこいの家	川崎市宮前区有馬4丁目5番2号
33	川崎市野川老人いこいの家	川崎市宮前区野川3182番地1
34	川崎市白幡台老人いこいの家	川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1
35	川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家	川崎市宮前区菅生ヶ丘32番10号
36	川崎市登戸老人いこいの家	川崎市多摩区登戸新町237番地
37	川崎市菅老人いこいの家	川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号
38	川崎市錦ヶ丘老人いこいの家	川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号
39	川崎市長尾老人いこいの家	川崎市多摩区長尾1丁目12番7号
40	川崎市枳形老人いこいの家	川崎市多摩区枳形6丁目3番1号

4 1	川崎市中野島老人いこいの家	川崎市多摩区中野島6丁目26番7号
4 2	川崎市南菅老人いこいの家	川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
4 3	川崎市王禅寺老人いこいの家	川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号
4 4	川崎市片平老人いこいの家	川崎市麻生区片平5丁目25番1号
4 5	川崎市千代ヶ丘老人いこいの家	川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目3番地22
4 6	川崎市白山老人いこいの家	川崎市麻生区白山4丁目2番2号
4 7	川崎市麻生老人いこいの家	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
4 8	川崎市岡上老人いこいの家	川崎市麻生区岡上277番地
4 9	川崎市百合丘老人いこいの家	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2

(2) 設置条例	川崎市老人いこいの家条例
(3) 設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的とする。
(4) 施設の事業内容	①いこいの家事業に関する業務（ア．教養の向上及びレクリエーションに関する事業、イ．虚弱な高齢者を対象とした介護予防、ウ．団塊世代の利用促進に資する取組み、エ．利用者の自主活動に対する活動の場の提供、オ．入浴事業（実施できない施設を除く。）、カ．運営委員会の設置・運営、キ．生活相談事業） ②利用の許可に関する業務 ③利用者意見等の把握に関する業務 ④セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務 ⑤施設等の維持管理に関する業務 ⑥いこいの家の備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務 ⑦管理人の研修に関する業務 ⑧社会資源の活用等に関する業務 ⑨安全管理に関する業務 ⑩個人情報の保護に関する業務 ⑪運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務 ⑫本市及び本市が事業を委託した団体が実施する事業への協力、支援に関する業務 ⑬災害時の対応に関する業務 ⑭合築施設である場合の調整に関する業務 ⑮福祉事務所・地域包括支援センターとの連携 ⑯地域交流スペースの運用に関する業務（御幸老人いこいの家に限る。） ⑰その他

(5) 現在の管理者

名 称	指定管理者
川崎市浜町老人いこいの家	住 所 川崎市川崎区砂子一丁目10番地2
川崎市大師老人いこいの家	名 称 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会
川崎市小田老人いこいの家	代表者 会長 富田 順人
川崎市藤崎老人いこいの家	
川崎市田島老人いこいの家	
川崎市大島老人いこいの家	
川崎市桜本老人いこいの家	
川崎市京町老人いこいの家	
川崎市渡田老人いこいの家	
川崎市殿町老人いこいの家	

<p>川崎市日吉老人いこいの家 川崎市南河原老人いこいの家 川崎市下平間老人いこいの家 川崎市古市場老人いこいの家 川崎市小倉老人いこいの家 川崎市御幸老人いこいの家</p>	<p>住 所 川崎市幸区戸手本町一丁目11番地5 名 称 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会 代表者 会長 佐藤 忠次</p>
<p>川崎市ごうじ老人いこいの家 川崎市等々力老人いこいの家 川崎市中丸子老人いこいの家 川崎市新城老人いこいの家 川崎市西加瀬老人いこいの家 川崎市井田老人いこいの家 川崎市丸子多摩川老人いこいの家</p>	<p>住 所 川崎市中原区今井上町34番地 名 称 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会 代表者 会長 青木 英光</p>
<p>川崎市高津老人いこいの家 川崎市上作延老人いこいの家 川崎市子母口老人いこいの家 川崎市末長老人いこいの家 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家 川崎市東高津老人いこいの家 川崎市くじ老人いこいの家</p>	<p>住 所 川崎市高津区溝口一丁目6番10号 名 称 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会 代表者 会長 斉藤 二郎</p>
<p>川崎市平老人いこいの家 川崎市有馬老人いこいの家 川崎市野川老人いこいの家 川崎市白幡台老人いこいの家 川崎市鷺ヶ峰老人いこいの家</p>	<p>住 所 川崎市宮前区宮崎二丁目6番地10 名 称 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会 代表者 会長 浮岳 堯仁</p>
<p>川崎市登戸老人いこいの家 川崎市菅老人いこいの家 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 川崎市長尾老人いこいの家 川崎市栴形老人いこいの家 川崎市中野島老人いこいの家</p>	<p>住 所 川崎市多摩区登戸1763番地 名 称 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会 代表者 会長 田嶋 郁雄</p>

川崎市南菅老人いこいの家	住 所 川崎市多摩区登戸1763番地 名 称 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会 代表者 会長 田嶋 郁雄
川崎市王禅寺老人いこいの家 川崎市片平老人いこいの家 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 川崎市白山老人いこいの家 川崎市麻生老人いこいの家 川崎市岡上老人いこいの家 川崎市百合丘老人いこいの家	住 所 川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 名 称 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会 代表者 会長 森 政吉

(6) 現在の管理運営費 (平成25年度指定管理料)	① 川崎区 (10か所) 28,564,499円 ② 幸 区 (6か所) 17,958,219円 ③ 中原区 (7か所) 20,551,622円 ④ 高津区 (7か所) 21,589,851円 ⑤ 宮前区 (5か所) 13,977,928円 ⑥ 多摩区 (7か所) 20,470,977円 ⑦ 麻生区 (7か所) 21,027,270円
-------------------------------	--

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 第1グループ老人いこいの家 (川崎区 10か所)

名 称	社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会
所 在 地	川崎市川崎区砂子一丁目10番地2
代表者名	会長 富田 順人
設立年月	平成8年4月
基本財産 又は資本の額	5,777万8,657円
職 員 数 又は従業員数	職員30人
設 立 目 的	川崎市川崎区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 概 要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために

	<p>必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) ボランティア活動の振興</p> <p>(8) 川崎市福祉パルかわさきの受託経営</p> <p>(9) ホームヘルプ事業</p> <p>(10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（10か所）</p> <p>(11) 川崎市日進町老人福祉センター指定管理者</p> <p>(12) 川崎区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）</p> <p>(13) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>																										
<p>決算 (平成24年度)</p>	<table> <tr> <td>経常収入計(1)</td> <td>126,284,304円</td> </tr> <tr> <td>経常支出計(2)</td> <td>121,666,452円</td> </tr> <tr> <td>経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)</td> <td>4,617,852円</td> </tr> <tr> <td>施設整備等収入(4)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>施設整備等支出(5)</td> <td>141,750円</td> </tr> <tr> <td>施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)</td> <td>△141,750円</td> </tr> <tr> <td>財務収入計(7)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>財務支出計(8)</td> <td>2,127円</td> </tr> <tr> <td>財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)</td> <td>△2,127円</td> </tr> <tr> <td>予備費(10)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)</td> <td>4,473,975円</td> </tr> <tr> <td>前期末支払資金残高(12)</td> <td>37,385,277円</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)</td> <td>41,859,252円</td> </tr> </table>	経常収入計(1)	126,284,304円	経常支出計(2)	121,666,452円	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	4,617,852円	施設整備等収入(4)	0円	施設整備等支出(5)	141,750円	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△141,750円	財務収入計(7)	0円	財務支出計(8)	2,127円	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△2,127円	予備費(10)	0円	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	4,473,975円	前期末支払資金残高(12)	37,385,277円	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	41,859,252円
経常収入計(1)	126,284,304円																										
経常支出計(2)	121,666,452円																										
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	4,617,852円																										
施設整備等収入(4)	0円																										
施設整備等支出(5)	141,750円																										
施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△141,750円																										
財務収入計(7)	0円																										
財務支出計(8)	2,127円																										
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△2,127円																										
予備費(10)	0円																										
当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	4,473,975円																										
前期末支払資金残高(12)	37,385,277円																										
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	41,859,252円																										

(2) 第2グループ老人いこいの家（幸区 6か所）

名称	社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会
所在地	川崎市幸区戸手本町一丁目11番地5
代表者名	会長 佐藤 忠次
設立年月	平成8年4月
基本財産 又は資本の額	5,871万3,661円
職員数 又は従業員数	職員39人
設立目的	川崎市幸区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業概要 (平成24年度)	<p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) ボランティア活動の振興</p> <p>(8) 川崎市福祉パルさいわいの受託経営</p>

	(9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（6か所） (11) 川崎市さいわい健康福祉プラザ指定管理者 (12) さいわいデイサービスセンターの管理・経営 (13) 川崎市小学校ふれあいデイサービス事業の受託経営 (14) 幸区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決算 (平成24年度)	経常収入計(1)	197,666,488円
	経常支出計(2)	208,772,509円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△11,106,021円
	施設整備等収入(4)	770,870円
	施設整備等支出(5)	10,944,980円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△10,174,110円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	9,755円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△9,755円
	予備費(10)	0円
	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△21,289,886円
	前期末支払資金残高(12)	42,085,260円
	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	20,795,374円

(3) 第3グループ老人いこいの家（中原区 7か所）

名称	社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会
所在地	川崎市中原区今井上町34番地
代表者名	会長 青木 英光
設立年月	平成8年4月
基本財産 又は資本の額	1億2,466万9,698円
職員数 又は従業員数	職員27人
設立目的	川崎市中原区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業概要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルなかはらの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (11) 中原区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業）

	(12) 川崎市中原老人福祉センター指定管理者 (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成24年度)	経常収入計(1)	119,308,455円
	経常支出計(2)	113,206,135円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,102,320円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	193円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△193円
	予備費(10)	0円
	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	6,102,127円
	前期末支払資金残高(12)	84,796,266円
	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	90,898,393円

(4) 第4グループ老人いこいの家（高津区 7か所）

名 称	社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市高津区溝口一丁目6番10号	
代 表 者 名	会長 斉藤 二郎	
設 立 年 月	平成8年4月	
基 本 財 産 又は資本の額	4,094万3,586円	
職 員 数 又は従業員数	職員29人	
設 立 目 的	川崎市高津区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成24年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルたかつの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (11) 川崎市高津老人福祉・地域交流センター指定管理者 (12) 高津区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成24年度)	経常収入計(1)	132,088,287円
	経常支出計(2)	130,752,941円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,335,346円

施設整備等収入(4)	0円
施設整備等支出(5)	0円
施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
財務収入計(7)	4,300,798円
財務支出計(8)	4,053,791円
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	247,007円
予備費(10)	0円
当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,582,353円
前期末支払資金残高(12)	18,969,708円
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	20,552,061円

(5) 第5グループ老人いこいの家（宮前区 5か所）

名 称	特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ	
所 在 地	川崎市宮前区東有馬二丁目5番21号	
代表者名	理事長 工藤 正興	
設立年月	平成20年4月	
基本財産 又は資本の額	458万163円	
職員数 又は従業員数	職員2人	
設立目的	川崎市民に対して、市民利用の施設等の運営管理に関する事業を行い、当該事業を通じ地域交流、まちづくり等の支援を行い公益の増進に寄与することを目的とする。	
事業概要 (平成24年度)	地域コミュニティの推進事業	
決 算 (平成24年度)	経常収益計(1)	455,568円
	経常費用計(2)	1,135,801円
	当期経常増減額(3)=(1)-(2)	△680,233円
	当期経常外収益(4)	4,433,708円
	当期正味財産増減額(5)=(3)+(4)	3,753,475円
	前期繰越正味財産額(6)	826,688円
	次期繰越正味財産額(7)=(5)+(6)	4,580,163円

(6) 第6グループ老人いこいの家（多摩区 7か所）

名 称	社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市多摩区登戸1763番地	
代表者名	会長 田嶋 郁雄	
設立年月	平成8年4月	
基本財産 又は資本の額	3,572万1,480円	
職員数 又は従業員数	職員32人	
設立目的	川崎市多摩区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	

(平成24年度)	<ul style="list-style-type: none"> (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルたまの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (11) 多摩区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業 																										
決算 (平成24年度)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">経常収入計(1)</td> <td style="text-align: right;">63,169,671円</td> </tr> <tr> <td>経常支出計(2)</td> <td style="text-align: right;">61,324,304円</td> </tr> <tr> <td>経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)</td> <td style="text-align: right;">1,845,367円</td> </tr> <tr> <td>施設整備等収入(4)</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>施設整備等支出(5)</td> <td style="text-align: right;">162,750円</td> </tr> <tr> <td>施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)</td> <td style="text-align: right;">△162,750円</td> </tr> <tr> <td>財務収入計(7)</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>財務支出計(8)</td> <td style="text-align: right;">4,997円</td> </tr> <tr> <td>財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)</td> <td style="text-align: right;">△4,997円</td> </tr> <tr> <td>予備費(10)</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)</td> <td style="text-align: right;">1,677,620円</td> </tr> <tr> <td>前期末支払資金残高(12)</td> <td style="text-align: right;">11,125,410円</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)</td> <td style="text-align: right;">12,803,030円</td> </tr> </table>	経常収入計(1)	63,169,671円	経常支出計(2)	61,324,304円	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,845,367円	施設整備等収入(4)	0円	施設整備等支出(5)	162,750円	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△162,750円	財務収入計(7)	0円	財務支出計(8)	4,997円	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,997円	予備費(10)	0円	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,677,620円	前期末支払資金残高(12)	11,125,410円	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	12,803,030円
経常収入計(1)	63,169,671円																										
経常支出計(2)	61,324,304円																										
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,845,367円																										
施設整備等収入(4)	0円																										
施設整備等支出(5)	162,750円																										
施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△162,750円																										
財務収入計(7)	0円																										
財務支出計(8)	4,997円																										
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,997円																										
予備費(10)	0円																										
当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,677,620円																										
前期末支払資金残高(12)	11,125,410円																										
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	12,803,030円																										

(7) 第7グループ老人いこいの家（麻生区 7か所）

名 称	社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会
所 在 地	川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号
代表者名	会長 森 政吉
設立年月	平成8年4月
基本財産 又は資本の額	7,190万4,592円
職員数 又は従業員数	職員28人
設立目的	川崎市麻生区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業概要 (平成24年度)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

	(6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルあさおの受託経営 (9) ホームヘルプ事業 (10) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (11) 川崎市麻生老人福祉センター指定管理者 (12) 麻生区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成24年度)	経常収入計(1)	112,097,804円
	経常支出計(2)	111,738,171円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	359,633円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	499,800円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△499,800円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	0円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円
	予備費(10)	0円
	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△140,167円
	前期末支払資金残高(12)	10,513,759円
	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	10,373,592円

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

※浜町老人いこいの家については、平成26年度末に廃止する方向で、地元調整及び所要の手続きを進めているため、施設を廃止する効力が発生した時点で、指定管理者の指定を終了する。

※等々力老人いこいの家については、平成30年度から、等々力硬式野球場への複合化を予定しているため、指定期間を等々力緑地再編整備計画に基づき、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで（4年間）とする。

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

(1) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会【川崎区】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした管理運営を、地域福祉推進を目的とする本会組織の特徴を活かし、地域住民との協働により実施するよう努めます。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が安心して利用できるよう、常に健全、かつ明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めます。 ○魅力ある多彩な講座・行事等の企画について検討し実施します。 ○地域拠点施設として、住民や関係機関・施設との協働体制を構築します。 ○その他、高齢者の心身増進を図るための事業を実施します。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・軽易な清掃や修繕については業者委託をせず、運営委員や利用者の協力を得たり、調整担当を含む職員で対応することにより、材料費等実費のみの支出にとどめ、業者の出張料・技術料等の縮減に努めます。また、各いこいの家での講座内容が重複している場合、その材料・資材については、共

	同購入の形態をとり、経費の縮減を図ります。事業ゴミ回収料の軽減については、利用者や利用団体にはゴミ等の持ち帰りに協力いただくように努めます。
セルフモニタリングの考え方について	・いこいの家の適正な管理運営を図るため、事業の全体状況や課題を定期的の確認・評価を行い、業務改善や事業の充実につなげていくために、管理人と連携を密にし、セルフモニタリングを行います。
その他の事業提案	・社会福祉協議会が地域で社会福祉に関わるさまざまな団体や個人により更正されているという特徴を活かし、高齢者の利用施設にとどまらず、地域に根ざした福祉活動の拠点となるよう多角的、多彩な事業が展開できるよう取り組んでいきます。特に、現代社会において、「人と人とのつながりの再構築」を目指す「住民交流拠点施設」（サロン活動等）の推進を、今後の運営のあり方や方向性につなげます。

(2) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会【幸 区】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に即した形で地域住民と協働して管理運営を実施します。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の健康増進や生きがいづくりを基調とした日常利用の推進に努めます。 ○地区社会福祉協議会、ボランティアグループなどが実施するリハビリ教室・会食会等の小地域福祉活動、川崎市介護予防普及啓発事業「いこい元気広場」を支援することにより、利用者が孤立することのないよう、地域づくりの支援に努めます。 ○地域に開かれた施設として、運営委員会を主体とした「老人いこいの家まつり」を開催し、利用者の日頃の活動の成果を発表するとともに、世代を超えた地域住民との交流を図ります。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や団体利用で出るゴミ等の持ち帰りを極力お願いするように努めます。また、使用していない部屋の消灯に努めるとともに、夏季期間については、「緑のカーテン大作戦」において、光熱費の縮減に努めます。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が行えるよう、半期ごとのセルフモニタリングを実施するとともに、アンケート調査の実施など、利用者との会話を活かした事業展開を図ります。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの情報を常に聴取し、講座や行事などの要望が多数寄せられた場合は、運営委員会で協議し、新規事業の実施に向けた検討に努めます。また、平成25年度から実施している川崎病院主催の「かわさき健康塾」への会場支援、地域包括支援センターとの相談会の開催、これからの地域を担っていただく地域活動リーダーの養成、さらに、川崎市が進めている生活保護世帯の学習支援・居場所づくり事業への協力など、介護予防の拠点施設のみならず、地域活動の拠点施設としての位置づけを確立していきます。

(3) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会【中原区】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市老人いこいの家条例」及び「施行規則」を遵守し、条例で定められている「老人に対し、健全ないこいの場を提供し、老人の心身の健康増進を図る」という目的のために、適切な管理運営に努めます。

管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの持ち帰りの徹底、利用していない部屋の消灯等の節電に努め、衛生用品等の消耗品は一括購入により経費縮減に努めます。また、エアコン等の電化製品で購入後年数を経ているものは、消費電力が大きい場合もあるので、適宜、新しい消費電力の少ないもの買い替えを行うように努めます。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期のモニタリングチェックシートにより運営状況の把握に努め、問題点等があれば改善が図られるように努めます。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・老人いこいの家を地域のコミュニティ施設として利用していくため、高齢者のための施設であることを承知し、利用者に配慮しつつ、地区社会福祉協議会が高齢者との交流も目的の一つとして実施する子育てサロンへの会場提供を行います。

(4) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会【高津区】

項目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や核家族化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、高齢者が地域で孤立することがないようにふれあい・交流できる場であること。また、加齢に伴う身体機能の低下を防ぐための取組を実施し、高齢者が健康に暮らしていけるよう支援に努めます。 ・幅広い年齢層の高齢者が公平に施設を利用していただくとともに、運営委員会などを通じて地域の方の意見を聞きながら安心安全な施設運営に努めます。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品や備品の購入にあたっては安価なものを選択したり、修繕については安価で請負業者に発注するなどして、経費の縮減に向けて努めます。教養講座の実施については、地域活動であることを講師に理解していただき、必要最低限の経費で実施できるように努めます。 ・教養講座の開催における教材費等が高額にならないように配慮し、実費については、可能な範囲で参加者に求めるよう努めます。 <p>なお、経費の縮減に捉われて、安全面や快適性などが疎かにならないように注意しながら、経費の縮減に努めます。</p>
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリングを行うことにより、運営状況を自己評価し、把握した課題・問題については改善につなげられるよう努めます。
その他の事業提案	

(5) 特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ【宮前区】

項目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健全ないこいの場の提供と健康増進を図ることについて、高齢者が心身ともに心地良く感じる施設の管理・運営に努めます。 ・いこいの家の管理が行政区単位となることを受け、ITの活用と職員会議の充実による情報の共有化を図り、いこいの家を総合的に管理し、いこいの家全体のレベルアップと館の間のサービス格差の解消を図り、公平・公正なサービスの提供に努めます。 ・区内全域をカバーする施設として、区役所・地域包括支援センターと協力・連携を図りながら、身近で魅力的な情報基地となるよう努めます。 ・地域交流の拠点として、各種団体の育成や支援を通じ、高い満足度を得る

	<p>ことを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理人の複数体制により、次の諸点を検討に職務を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ○非常時において、ゆとりを持った適切な対応に努めます。 ○利用者と接する時間の充実を図り、虚弱な高齢者に対する介護予防を念頭に入れたきめ細やかなサービス提供に努めます。 ○講座等の企画・運営に職員が関わることで、講座の質の向上と利用者とのつながりの深化を図ります。 ○ボランティア団体、自主活動グループや地域団体へのより良い支援や対応に努めます。
管理経費の縮減に対する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・いこいの家の管理運営に係る全ての職員は、雇用形態を賃金労働者とし、人件費全体の支出の抑制を図ります。 ・給与制度は職能給とし、個人の能力・技能、管理運営に対する創意工夫も評価対象とし、働き甲斐のある職場環境を作ること、職員の意識向上を図りつつ、経費の節減を図ります。 ・消耗品や備品等を購入する場合は、原則的には5館共同購入での入札を実施し、経費の縮減に努めます。 ・講座を実施する際は、受益者負担の考えも取り入れ、講師等は地域住民・NPOメンバー・川崎アカデミーの関係者等の協力も得て、リーズナブルな運営を行い、経費の縮減を図ります。 ・事業については、常に費用対効果を念頭に実施します。 ・節電等の省エネについて、利用者自身にも関心を持っていただくよう啓発に努めます。
セルフモニタリングの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿った管理運営の実施・実行とその点検・評価を行います。自己評価については日報・月報の報告書や四半期報告書に記録をし、全管理人と当法人の共通認識に努めます。 ・当法人の理事が、定期的にいこいの家を訪れ、調査を行い、理事会において自己評価を行います。 ・「利用者満足度調査」や利用者懇談会を行います。その結果を運営委員会に報告し、自己評価の材料とします。 ・管理運営に対する声を幅広く収集し、より良い施設運営につなげます。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・自販機設置による販売業務 ・福祉作業所の製品の販売所の設置

(6) 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会【多摩区】

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって地域に根ざした施設として、地域の関係者や団体、利用者などいこいの家と係わりのある方々と協働し、健全な管理運営に努めます。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の自主活動の場の提供に努めます。 ○知識や趣味を深める講座の開催に努めます。 ○地域住民が主体となって行う高齢者向けの会食会やミニデイサービス等への支援に努めます。 ○学校等からの福祉教育の場としての受け入れ等を行い、基本方針に沿った内容で、常に利用者の声に耳を傾けながら、事業展開を図ります。 ・社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会

(7) 第7グループ老人いこいの家 (麻生区 7か所)

(単位: 千円)

項 目	金額 (税抜き)					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合 計
収 入	40,635	40,635	40,635	40,635	40,635	203,175
指定管理料	40,635	40,635	40,635	40,635	40,635	203,175
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支 出	40,635	40,635	40,635	40,635	40,635	203,175

別紙

川崎市老人いこいの家の指定管理者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：10団体

応募団体：8団体

- (1) 第1グループ老人いこいの家（川崎区）
1団体（社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会）
- (2) 第2グループ老人いこいの家（幸区）
1団体（社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会）
- (3) 第3グループ老人いこいの家（中原区）
1団体（社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会）
- (4) 第4グループ老人いこいの家（高津区）
1団体（社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会）
- (5) 第5グループ老人いこいの家（宮前区）
2団体（社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会、特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ）
- (6) 第6グループ老人いこいの家（多摩区）
1団体（社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会）
- (7) 第7グループ老人いこいの家（麻生区）
1団体（社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会）

2 民間活用推進委員会委員

- (1) 平成25年10月15日（川崎区、幸区、中原区）
 - ・委員構成（委員長）小林 俊子（田園調布学園大学（教授））
（委員）本所 靖博（明治大学（専任講師））
（委員）林 克年（公認会計士）
- (2) 平成25年10月18日（高津区、宮前区、多摩区、麻生区）
 - ・委員構成（委員長）坪 洋一（日本女子大学（准教授））
（委員）村井 祐一（田園調布学園大学（教授））
（委員）林 克年（公認会計士）

3 選定理由

- (1) 第1～第4及び第6～第7グループ老人いこいの家
選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業内容や収支計画も妥当であること、また、安定的な施設運営が見込まれるとともに、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、次に掲げる事項を総合的に評価して、当該団体を選定した。
 - ア 事業目的の達成とサービス向上への取組
当該事業の目的や仕様等を十分理解した上で、虚弱高齢者の介護予防に資する取組や、団塊世代の利用促進に資する取組を評価した。
 - イ 事業経営計画と管理経費縮減等の取組
事業計画と整合性が取れた経費見積となっているところを評価した。
 - ウ 事業の安定性及び継続性の確保への取組
セルフモニタリングについての考え方や事業を安定的に執行するための職員体制の提案が適切であることを評価した。
 - エ 応募団体自身に関する項目

老人いこいの家や老人福祉センターを指定管理者として管理運営している実績があり、それらの運営実績を踏まえた提案がなされたところを評価した。

オ 応募団体の取組に関する事項

コンプライアンス、個人情報保護への認識が示されているとともに、社会福祉に対する諸課題への取組が提案されているところを評価した。

(2) 第5グループ老人いこいの家

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業計画が妥当であると同時に、収支計画や情報の公開に関する考え方など、他の応募団体を上回る提案がなされていること、また、事業の安定性・継続性への取組が明確に示されているとともに、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、次に掲げる事項を総合的に評価して、当該団体を選定した。

ア 事業目的の達成とサービス向上への取組

当該事業の目的や仕様等を十分理解した上で、情報の公開に関する考え方、施設の団体利用に関する申込方法など、他の応募団体にはない事業提案がなされていたことを評価した。

イ 事業経営計画と管理経費縮減等の取組

他の応募団体と比較して、効率的な施設運営と管理経費縮減に対する考え方・方針がより明確に示されていたことを評価した。

ウ 事業の安定性及び継続性の確保への取組

セルフモニタリングについての考え方や主体的な業務改善に向けた取組が、他の応募団体と比較して、より明確に示されていたことを評価した。

エ 応募団体自身に関する項目

事業者の運営方針等から、当該施設の安定的な管理が可能であると見込まれることを評価した。

オ 応募団体の取組に関する事項

コンプライアンス、個人情報保護への認識が示されているとともに、社会福祉に対する諸課題への取組が提案されているところを評価した。

4 審査結果 (※基準点360点以上)

(1) 第1グループ老人いこいの家 (川崎区)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	144点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	180点	108点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	52点
④応募団体自身に関する項目	60点	43点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	19点
合計	600点	366点

(2) 第2グループ老人いこいの家 (幸 区)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	148点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	117点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	50点
④応募団体自身に関する項目	60点	39点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	18点
合 計	600点	372点

(3) 第3グループ老人いこいの家 (中原区)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	140点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	50点
④応募団体自身に関する項目	60点	41点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	19点
合 計	600点	364点

(4) 第4グループ老人いこいの家 (高津区)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	152点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	115点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	56点
④応募団体自身に関する項目	60点	43点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合 計	600点	386点

(5) 第5グループ老人いこいの家 (宮前区)

選定基準	配点	特定非営利活動法人 有馬まちづくりサポート センター カンアオイ	社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	171点	154点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	116点	111点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	64点	56点
④応募団体自身に関する項目	60点	33点	45点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	19点	20点
合 計	600点	403点	386点

(6) 第6グループ老人いこいの家 (多摩区)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	152点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	117点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	58点
④応募団体自身に関する項目	60点	43点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合 計	600点	390点

(7) 第7グループ老人いこいの家 (麻生区)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市麻生区社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	240点	156点
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	180点	120点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	90点	56点
④応募団体自身に関する項目	60点	42点
⑤応募団体の取組に関する事項	30点	20点
合 計	600点	394点

議案第185号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市久末老人デイサービスセンター
(2) 所在地	川崎市高津区久末453番地
(3) 設置条例	川崎市久末老人デイサービスセンター設置条例
(4) 設置目的	体の機能が衰えた人が昼間の数時間を施設で過ごして、食事や入浴、健康チェック、リハビリ等を受けることを目的とした施設
(5) 施設の事業内容	(介護予防) 通所介護事業、(介護予防) 認知症対応型通所介護、居宅介護支援事業
(6) 現在の管理者	(福) 和楽会
(7) 現在の管理運営費	0円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人 奉優会	
所 在 地	東京都世田谷区駒沢二丁目11番3号第二集花園ビル	
代 表 者 名	理事長 香取 眞恵子	
設 立 年 月	平成11年11月15日	
基 本 財 産 又は資本の額	25億8,306万6,011円	
職 員 数 又は従業員数	1,063人	
設 立 目 的	顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考え、社会の新しいニーズ(ソーシャル・ニーズ)を見つけ出し、それに対応する力(ソーシャルワーカーズ・アビリティ)を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う(ソーシャル・レスポンシビリティ)、これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指している。	
事 業 概 要 (平成24年度)	特別養護老人ホーム(3) ケアハウス(1) 短期入所生活介護(5)※ 通所介護(14)※ 訪問介護(1)※ 認知症対応型共同生活介護(4)※ 小規模多機能型居宅介護(4)※ 認知症対応型通所介護(6)※ 地域包括支援センター(9) 居宅介護支援事業所(5) 高齢者福祉センター等(8) 敬老館等(3) 横浜市地域ケアプラザ(1) ※予防を含む	
決 算 (平成24年度)	経常活動収入計①	4,449,857,008円
	経常活動支出計②	4,315,268,947円
	経常活動資金収支差額③=①-②	134,588,061円
	施設整備等収入計④	44,424,829円

施設整備等支出計⑤	108,324,777円
施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤	△63,899,948円
財務活動等収入計⑦	232,953,788円
財務活動等支出計⑧	340,601,370円
財務活動資金収支差額⑨=⑦-⑧	△107,647,582円
予備費⑩	0円
当期資金収支差額合計⑪=③+⑥+⑨-⑩	△36,959,469円
前期末支払資金残高⑫	754,290,751円
当期末支払資金残高⑬=⑪+⑫	717,331,282円

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
施設運営	通所介護事業※ 認知症対応型通所介護※ 居宅介護支援事業 ※介護予防含む
その他の事業提案	買い物サービス、配食サービス等

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額 (消費税及び地方消費税を含む。)					合 計
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収 入	76,428	92,526	96,459	101,931	107,319	474,663
指定管理料	0	0	0	0	0	0
利用料金	76,428	92,526	96,460	101,932	107,319	474,663
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支 出	78,917	83,265	83,652	83,652	85,968	415,454

別紙

川崎市久末老人デイサービスセンターの指定管理者の選定結果について

1 応募状況

施設見学：1団体

応募団体：2団体 社会福祉法人 奉優会
社会福祉法人 和楽会

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】峯尾 武巳（神奈川県立保健福祉大学 教授）

【専門的知識を有するもの】島田 珠美（川崎市介護支援専門員連絡会 役員）

【財務専門家】林 克年（公認会計士）

3 選定理由

選定された団体の提案は、条例及び条例施行規則に定められた管理の基準を満たす提案がなされ、事業計画が妥当であると同時に、取り組み内容やその目標数値が示されている等、他の応募団体を上回る提案がなされている。

また、当該施設の管理を行うにふさわしい団体の理念及び組織や安定した財政基盤、蓄積された実績を有し、高齢者福祉に寄与する点でも期待が持てるものであり、上記の評価項目の結果を総合的に評価して、当該団体を選定した。

(1) 事業目的の達成とサービスの向上への取組

当該施設の設置目的を充分理解したうえで、同法人におけるこれまでの運営実績を活かした具体的な事業計画が提案されていることを評価した。

(2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

効率的な施設運営と管理経費に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっていたことを評価した。

(3) 事業の安定性・継続性の確保への取組

職員の資質向上に向けた取り組みの他、事業ビジョンや地域のニーズに沿ったサービス内容が明確に示されていた点を評価した。

(4) 応募団体自身についての評価

高齢者施設の管理を行うにふさわしい理念及び組織を有していることや、安定した財政基盤を有すること等、同法人の同種施設の運営実績から、安定的な施設運営が見込まれることを評価した。

(5) 応募団体の取組

法人にて個人情報保護規定を定め、個人情報の管理体制や安全性確保のための取組が具体的に提案されていたこと等を評価した。

4 審査結果（※基準点270点以上）

選定基準	配点	奉優会	和楽会
① 施設の設置目的の達成及びサービスの向上	150点	112点	104点
② 施設機能の発揮と管理経費の縮減	150点	98点	112点
③ 事業の安定性及び継続性の確保への取組	60点	49点	42点
④ 応募者団体自身に関する項目	45点	38点	28点
⑤ 応募団体の取組に関する事項	45点	36点	28点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)			0点
合 計	450点	333点	314点